

令和2年度

第3回古河市公共交通活性化会議資料



古河市公共交通活性化会議

[目次]

	件名	ページ
議案第1号	古河市循環バス一部ルート変更及び停留所の新設・移設について	1
	議案第1号関係参考資料	2
議案第2号	JR古河駅バス停誘導表示の設置について	3
	議案第2号関係参考資料	4
議案第3号	古河市デマンド交通事業の運行日数拡大について	6
	議案第3号関係参考資料	7
	(参考資料)	
	古河市公共交通活性化会議設置要綱	11
	古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程	14
	令和2年度 第3回古河市公共交通活性化会議委員名簿	17

議案第1号

古河市循環バス一部ルート変更及び停留所の新設・移設について

1 対象コース

古河市循環バスぐるりん号「道の駅・三和庁舎コース」

2 変更箇所

停留所：「古河市役所三和庁舎」～「名崎工業団地前」 ※ 別紙参考資料1参照

3 変更及び増設理由

当該コースのある地域は、古河市の新しい工業団地である「仁連工業団地」が開発され、そこに至るまでのアクセス改善を図る道路新設工事が開始となる。当該工事期間中及び工事後は道路交通形態が変更となることから、ルートの一部を変更するものとする。

また、工事後は、地域住民の利便性等を確保するため、停留所「仁連工業団地」及び「名崎小学校前」を新たに設置する。なお、既設停留所「ふれあいスポーツセンター」については、工事期間中は敷地内駐車場に停留所を移設し、工事完了後は新設道路沿いに施設エントランスを新たに設けるため、その付近に停留所を移設する。

4 変更開始期間

- ① 工事中ルート 令和3年3月～令和3年7月（予定）
- ② 工事後ルート ①の工事後

5 その他

公共交通空白地域に変更が生じることになるため、今年度第2回活性化会議にて承認された「令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）」については、本議案が承認された場合、年度内に変更届の提出が必要となる。

令和2年10月13日

古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

凡例	 現在のルート	 現在の停留所
	 工事期間中の迂回ルート	 工事期間中に移設する停留所
	 工事完了後の再編ルート	 工事完了後に移設又は新設する停留所



議案第2号

J R古河駅バス停誘導表示の設置について

1 設置理由

J R古河駅（以下、駅）は、茨城急行自動車株式会社、朝日自動車株式会社、ジェイアールバス関東株式会社の各路線バス及び古河市循環バス「ぐるりん号」の発着所があるターミナルとなっている。発着所は駅の東口・西口にあるが、駅構内等の誘導表示が不足しており、初めての利用等に不便をきたしている状況である。このため、駅の出入口8箇所の床面に誘導表示を設置することにより、バスの乗車が利用しやすい環境を構築する。

2 事業内容

駅の出入口床面8箇所に誘導表示シート（600×900、屋内用・屋外用）を施工し、バス乗り場へ誘導への一助とする。設置場所及び表示内容等については、別紙参照。

3 事業費

古河市公共交通活性化会議予算「事業費 その他の経費に係る負担金」から執行する。なお、茨城県公共交通活性化会議事業「令和2年度公共交通利用促進等助成金」に応募し、当該事業が採用となった場合には、助成金を事業費の財源の一部に充てるものとする。

4 事業期間

令和2年11月から令和3年3月末まで

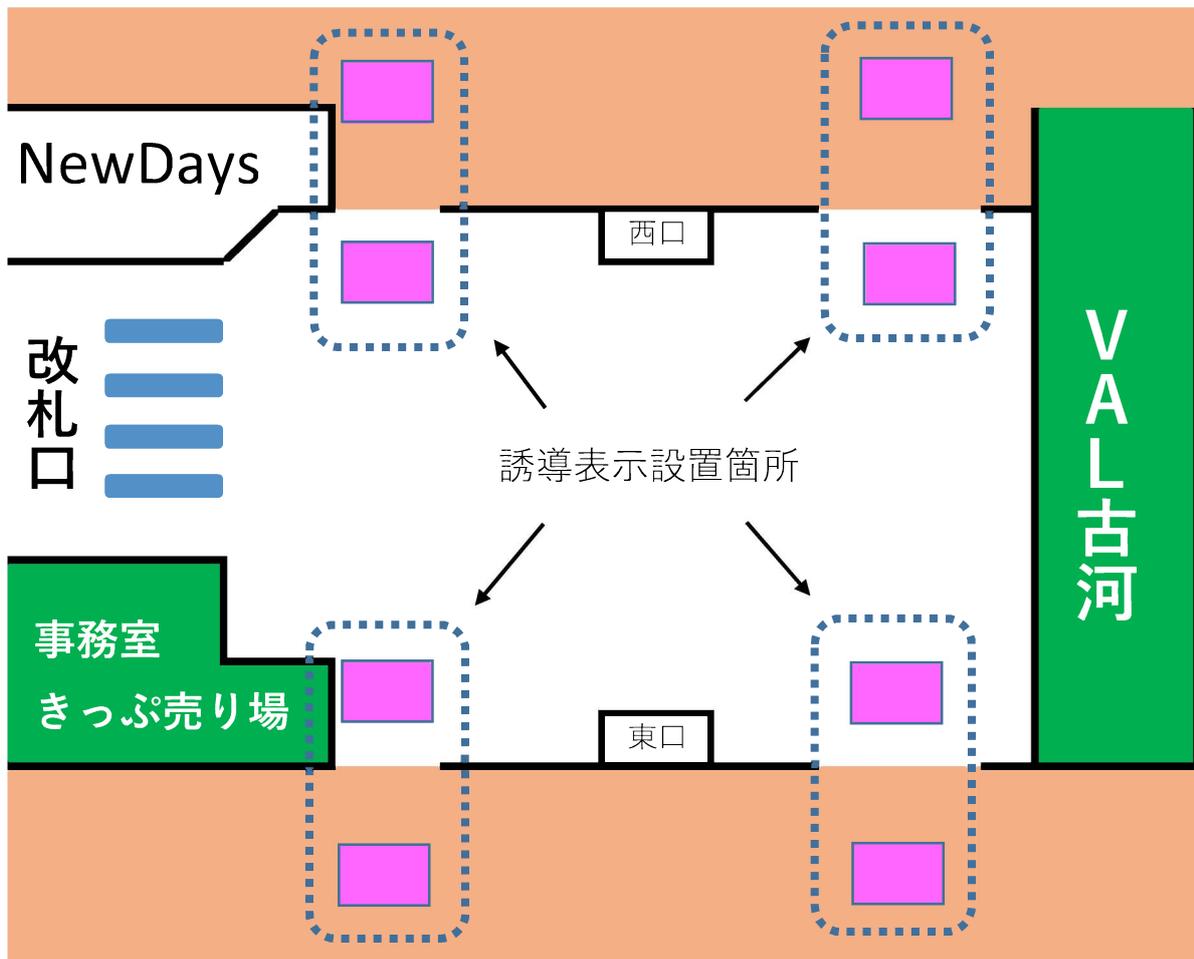
5 その他

駅床面の設置については、J R古河駅及び東日本旅客鉄道株式会社大宮支社から「問題なし」との回答を得ており、設置後の維持管理については古河市公共交通活性化会議にて行う。

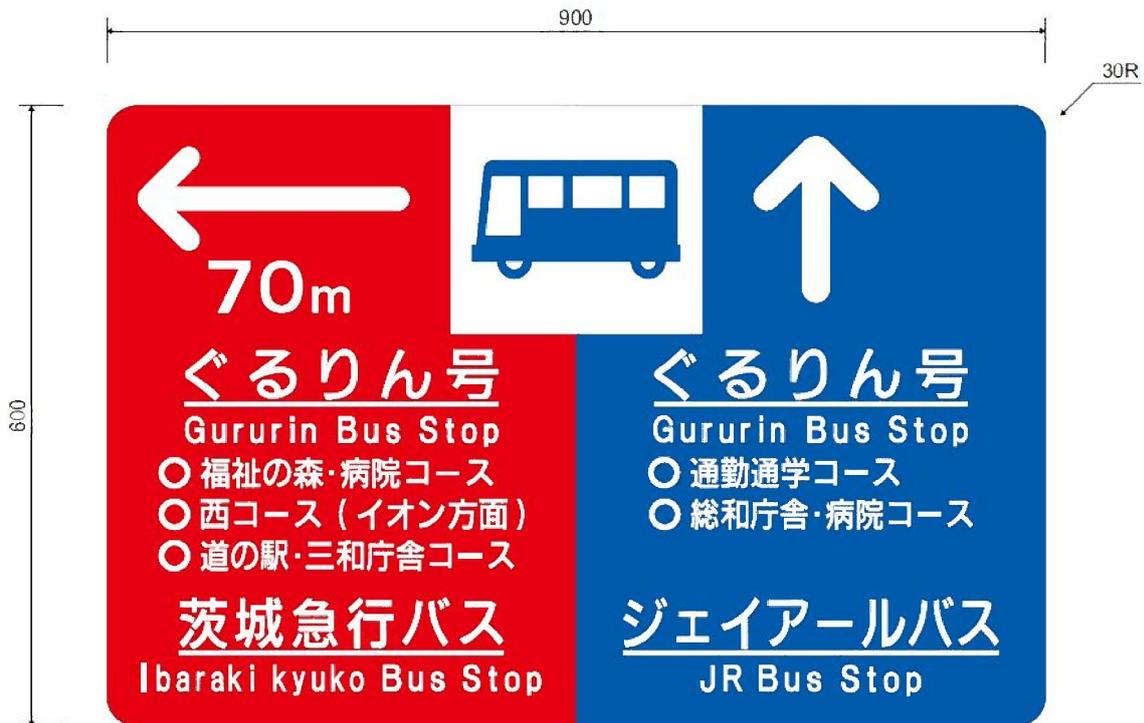
令和2年10月13日

古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

議案第2号関係参考資料 古河駅バス乗り場位置及び誘導表示設置箇所（案）



古河駅バス停誘導表示レイアウト (イメージ)



議案第3号

古河市デマンド交通事業の運行日数拡大について

1 日数拡大理由

古河市デマンド交通「愛・あい号」は、平成20年7月から運行開始してから現在に至るが、運行日は平日のみとなっている。昨年度実施した利用者アンケートにおける「改善してほしいもの」では、土曜日の運行を希望する方が29.14パーセントと最も多かった。また、同アンケートの「一番多く利用する目的地」の回答では、約9割が医療機関であり、多くの市内医療機関は土曜日の午前中を開院していることから、利用者の利便性向上を図るため、運行日数を拡大する。

2 運行日及び運行時間帯

土曜日8時から14時を新たに運行する。ただし、祝日、8月13日から16日、及び12月29日から1月3日は運休する。

3 運行開始年月日

令和3年4月1日

4 利用料金

従来どおり

5 事業者の選定

運行については、事業拡大が可能な事業者を選定する。本議案の議決承認後、速やかに仕様書を送付し、その後、見積書を徴取し受託事業者を決定する。事業者の選定及び見積書徴取から契約締結までに至る行為については、古河市公共交通活性化事務局で行うこととする。

6 その他

運行日数等に変更が生じることになるため、今年度第2回活性化会議にて承認された「令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画」については、本議案が承認された場合、年度内に変更届の提出をする。

令和2年10月13日

古河市公共交通活性化会議
会長 針谷 力

古河市デマンド交通運行業務委託仕様書

本仕様書は、古河市公共交通活性化会議（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する古河市デマンド交通運行事業業務委託に適用する。

1 目的

公共施設、医療機関等への外出が容易にできない市民の交通手段を確保するため、利用者の要求に応じて運行する乗合タクシーの導入を図り、もって市民の交流促進、商業の活性化及び環境に配慮したまちづくりを推進することを目的とする。

2 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) デマンド交通の運行に関すること

- ①デマンド交通の運行に伴う利用者からの電話予約の受付並びに交通事業者への配車指示に関すること
- ②利用者登録並びに登録証の発行に関すること
- ③運賃の收受並びに運行日誌の管理に関すること
- ④デマンド交通に必要な機器等の導入及び管理、保守点検に関すること
- ⑤上記の業務を行うために必要となる運行責任者並びにオペレータを確保すること
- ⑥その他デマンド交通の運行に必要な業務に関すること

(2) 運行日並びに運行区域に関すること

- ①運行日 : 月曜日から土曜日
日祝日、8月13日から16日、12月29日から1月3日は運休とする。
- ②運行時間 : 平日 8時台～16時台（予約受付7時30分～16時30分）
: 土曜日 8時台～14時台（予約受付7時30分～14時30分）
- ③運行区域 : 市内総和地区、三和地区内及び古河赤十字病院（古河地区）、茨城西南医療センター病院（境町）
- ④利用対象者 : 古河市総和地区及び三和地区市民

(3) 運行事業者との調整業務に関すること

①運行事業者及び車両、乗務員の確保

乙は、一般乗合旅客自動車運送事業の許認可を有し、市内に本社又は営業所がある運行事業者と契約を締結し、運行車両（台数：セダン2台、ワゴン5台、ジャンボ1台）と、その乗務員を確保する。

②業務契約の締結

乙は、運行車両の確保及び運行業務、維持管理について、運行事業者との間で契約

を締結する。

③利用チケットの回収

乙は、運行事業者が徴収した利用チケットを回収し、利用料実績の確認を実施する。

④研修等の実施

乙は、運行事業者に対し、運行に関する資質向上及び接遇の充実を図るため、年に1回以上の研修等を実施する。

(4) 運行車両に関すること

①車両借上げ：乙は、一般乗合旅客自動車運送事業の経営許可を有する市内交通事業者から貸切りによって運行車両を確保する。

②借上げ台数：平日 8台/日 セダン車2台、ワゴン車5台、ジャンボ車1台
土曜日 3台/日 ワゴン車3台

③借上げ時間：平日 8時から17時までの8時間
土曜日 8時から15時までの6時間
(平日、土曜日とも休憩時間1時間を除く。)

④その他：全車両にドライブレコーダーを搭載すること

(5) デマンド交通予約センターの運営に関すること

①所掌する事務：乙は、上記(1)に関する業務を予約センター内で行う。

②事務所の所在：古河市内総和地区

③事務所の名称：「古河市デマンド交通「愛・あい号」予約センター」と称する。

④運営時間：平日 7時30分～17時00分
土曜日 7時30分～15時00分

⑤管理者の配置：

ア 乙は、予約センターに、本業務等での経験を有する管理者を1名以上配置する。

イ 管理者の業務内容

- i. デマンド交通事業の業務管理
- ii. 甲への業務状況書類作成と報告、その他調整業務
- iii. 業務上発生した問題に関する対応、及び甲への報告
- iv. オペレータに対する管理業務(人事採用、勤怠管理、教育等含む)
- v. 業務マニュアルの作成および更新
- vi. 乗車チケット販売業務管理
- vii. 運行事業者管理(当該事業用運行車設備管理含む)、契約、ドライバー教育
- viii. デマンド交通事業に関する企画業務(利用促進企画等含む)
- ix. 利用者登録業務管理
- x. 予約受付システムのオペレーションサイドマネジメント
- xi. その他甲が業務遂行上必要と認めた業務

⑥予約方法

ア 予約受付：電話及びファクシミリにて受付を行い、乙の用意する予約・配車システムにて処理を行う。

- イ 予約時間：予約は利用日の2営業日前から、利用時間の30分前迄とする。予約受付時間は、7時30分から16時30分迄とする。ただし、翌日8時便の予約については前日16時30分までとする。
- ウ 配車方法：利用希望者に対し、キャンセルが発生しないように努め、相乗りを促進し、効率的な配車方法を提案する。

(6) 運行責任者並びにオペレータの雇用、教育訓練に関すること

- ①オペレータは常時3名以上を確保する。
- ②運行責任者は、乙が指定した職員が兼務する。運行責任者は、業務委託の内容を理解し、誠実なる業務の遂行のため、甲との連携を図りながら、予約センターの運営全般並びに交通事業者との連絡調整を行う。
- ③オペレータは、機器の操作、電話の対応、ドライバーへの連絡や確認など必要な教育訓練を受けたのち、デマンド交通に係る利用者登録、受付、配車等業務を行う。
- ④オペレータの勤務時間は、平日は、7時30分から17時15分までとし、土曜日は7時30分から15時15分までとする。

(7) 利用料金に関すること

- ①基本料金：大人1回（片道）300円、子供（小学生）100円、未就学児無料
- ②茨城西南医療センター病院（境町）利用時料金：
大人500円、子供（小学生）100円、未就学児無料
- ③路線バス、循環バスへの乗継券発行
市が指定する乗継場所で希望する利用者に対して乗継券を発行する。
 - ア 路線バス乗継場所
 - i. 市役所総和庁舎（ジェイアールバス関東古河駅行きへ乗り継ぎ）
 - ii. 友愛記念病院（茨城急行自動車古河駅行きへ乗り継ぎ）
 - イ 循環バス乗継場所
 - iii. 古河市役所三和庁舎（古河駅東口への乗継ぎ）
- ④運賃の収受
運賃の収受は事前チケット購入制とし、チケットの仕様及び販売方法等必要な事項は別途甲乙協議のうえ決定する。また、販売店からのチケット販売代金回収については、乙の事務所にて取扱うものとする。

(8) チケット販売、作成、管理に関すること

- ①甲は販売手数料として、販売額の5%を乙に支払うものとする。
- ②乙は、利用券の販売・管理の取扱いをする利用券取扱店舗を募集し、その管理をする。また、利用者に利用券の販売をしている店舗等がわかるように、周知を図る。
- ③利用券は、1冊1,800円（300円券6枚つづり）と1冊1,200円（100円券12枚つづり）の2種類を用意する。
- ④乙は、利用券の配布状況について、毎月集計、管理等をする。

(9) 利用促進・広報活動に関すること

①利用促進業務

- ア 利用促進策の提案及び実施
- イ 利用促進素材の作成及び市への提供

②広報活動業務の概要

- ア 広報案の提案及び広報実施
- イ 広報素材の作成及び市への提供

5 個人情報の保護

サービスを提供するための個人情報の取扱いにあたっては、古河市個人情報保護条例、ならびに、受託者個人情報保護方針を遵守する。また、乙は車両運行事業者との間において、「個人情報取扱い、及び保護に関する契約」を締結、遵守し、個人情報管理体制を整備する。

6 実績報告等

(1) 乙は、委託業務完了後、遅滞なく次に掲げる書類を作成し、関係証拠書類等を添えて甲に提出するものとする。

- ①運行実績報告
- ②利用実績報告
- ③収支決算書
- ④普及広報活動実績報告
- ⑤その他甲の指示する委託業務の実施状況の確認に必要な書類

(2) 乙は、毎月の運行状況及び利用状況その他甲の指示する資料を、翌月の5日までに甲に報告するものとする。

(3) 実績報告等の様式等は、別途甲が定め乙に指示する。

(4) その他、随時、乙は甲の求めに応じ、必要なデータ等を報告するものとする。

7 その他

本仕様書に記載ない事項、又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

古河市公共交通活性化会議設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日

告示第 47 号

(設置)

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス、タクシー等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、及びそれらの事項に関する事業を行うため、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 活性化会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市の公共交通政策の推進に関する協議。
- (2) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の形態及び運賃、料金等に関する協議。
- (3) 道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業に関する協議。
- (4) 生活交通の調査等に関すること。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき策定される地域公共交通網形成計画等の策定に係る協議に関すること。
- (6) 地域公共交通総合連携計画及び前号の協議を経て策定された計画の推進及びこれらの計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、活性化会議の運営方法その他活性化会議が必要と認めること

(組織)

第 3 条 活性化会議の委員（以下「委員」という。）は、21 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者で市長の委嘱又は任命を受けたものをもって充てる。

- (1) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (2) 学識を有する者
- (3) 国及び県の関係行政機関の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者
- (6) 市の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合

における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 活性化会議に会長及び副会長を1人置く。

2 会長は、市長とし、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、活性化会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 活性化会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第7条 活性化会議は、第2条各号に規定する所掌事項その他活性化会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第8条 活性化会議は、活性化会議に提案する事項について協議又は調整を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、活性化会議で協議が整った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 活性化会議の運営に関する経費は、市その他の団体等からの負担金及び国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(庶務)

第11条 活性化会議の庶務は、公共交通主管課において処理する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成20年2月25日から施行する。

附 則（平成22年告示第113号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第152号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第100号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第229号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年8月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員（以下「現委員」という。）は、この告示による改正後の古河市公共交通活性化会議設置要綱の規定により委嘱又は任命を受けた古河市公共交通活性化会議の委員とみなし、その任期は、現委員としての残任期間とする。

古河市公共交通活性化会議財務及び会計に関する規程

平成 20 年 3 月 27 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、古河市公共交通活性化会議設置要綱（平成 20 年告示第 47 号。以下「要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、古河市公共交通活性化会議（以下「活性化会議」という。）の財務及び会計に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第 2 条 活性化会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

(予算)

第 3 条 活性化会議の予算（以下「予算」という。）は、古河市その他の団体等からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって歳入とし、活性化会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

(予算の承認)

第 4 条 活性化会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

2 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに活性化会議に諮り承認を受けなければならない。

(予算区分)

第 5 条 歳入予算及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 当該年度において臨時又は緊急を要する場合で、かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。この場合において、会長は、次の活性化会議に報告しなければならない。

(予算の流用及び予備費の充用)

第 6 条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、古河市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の活性化会議に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 7 条 活性化会議の出納は、会長が行う。

2 活性化会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第 8 条 会長は、活性化会議に出納員を置き、要綱第 9 条の規定に基づき活性化会議の庶務を処理する公共交通主管課の長をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて出納、保管その他必要な会計事務をつかさどるものとする。

(収入及び支出の手続)

第9条 活性化会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、古河市の例により行うものとする。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(監査)

第10条 会長は、活性化会議の委員のうちから監査2人を指名するものとする。

2 監査は、活性化会議の会計監査を行い、監査結果を活性化会議に報告する。

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、活性化会議の決算を調製し、活性化会議に諮り承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、前条に規定する監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により活性化会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに古河市長に送付しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月14日から施行する。

附則

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第4条第1項関係)

1 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

4 諸収入	1 諸収入	1 雑入
-------	-------	------

2 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

令和2年度 第3回古河市公共交通活性化会議委員名簿

【活性化会議委員】

※敬称略・順不同

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市	市 長	針 谷 力	
2	古河市	副市長	青 木 善 和	
3	古河市議会	議 長	園 部 増 治	
4	古河市行政自治会	副会長	蜂 須 誠 司	
5	古河市老人クラブ連合会	会 長	那 須 和 弥	
6	古河商工会議所	副会頭	川 島 正 廣	
7	古河市商工会	会 長	石 川 康 夫	
8	東洋大学国際観光学部国際観光学科	教 授	古 屋 秀 樹	
9	国土交通省関東運輸局交通政策部	交通企画課長	板 垣 友 圭 梨	
10	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	鈴 木 裕 一	(企画調整)
11	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局	首席運輸企画専門官	牧 瀬 成 博	(輸送)
12	茨城県政策企画部	交通政策課長	中 村 浩	
13	茨城県境工事事務所	道路管理課長	東ヶ崎 祐 二	
14	古河警察署	交通課長	東 直 人	
15	茨城県バス協会	専務理事	川 上 敬 一	
16	茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服 部 透	
17	ジェイアールバス関東(株)佐野支店古河営業所	所 長	中 川 行 雄	
18	茨城急行自動車株式会社	常務取締役	信 清 智 之	
19	古河ハイヤー運営協議会	会 長	日 暮 光 吉	
20	朝日自動車株式会社	運輸部課長	田 沼 健 一	
21	茨城急行バス労働組合	執行委員長	坂 新 一	

【活性化会議事務局】

No.	所 属	役 職	氏 名	備考
1	古河市役所総務部	部 長	田 中 秀 明	
2	古河市役所総務部交通防犯課	課 長	安 田 和 彦	
3	古河市役所総務部交通防犯課	課長補佐兼係長	樋 口 和 久	
4	古河市役所総務部交通防犯課	主 幹	落 合 友 哉	
5	古河市役所総務部交通防犯課	主 幹	竹 村 周 平	
6	古河市役所総務部交通防犯課	主 事	岡 安 祐 太	